

参考（改正後の通知全文）
厚生労働省発社援0315第9号
平成 2 2 年 3 月 1 5 日

第 一 次 改 正
厚生労働省発社援0307第9号
平成 2 3 年 3 月 7 日

第 二 次 改 正
厚生労働省発社援0302第1号
平成 2 4 年 3 月 2 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長 殿

厚生労働事務次官

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第2において「災害復旧費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「知的障害者福祉法」（昭和35年法律第37号）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号）、「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であつて、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

（定 義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

（1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
② 次のアからエに定			

める施設（以下「社会事業授産施設等」という。）			
ア 社会福祉法（平成12年法律第111号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
イ 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター	地域福祉センター	地域福祉センター（A型） 地域福祉センター（B型）	
ウ 社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（北海道ウタリ集落地区に設置された建物）及びホームレス自立支援センター	隣保館 生活館 ホームレス自立支援センター		
エ 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館	へき地保健福祉館		
③ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条及び第39条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	

施設			
④ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第12項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、児童デイサービス事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設		
⑤ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所	短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所		
⑥ 障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設

24年法律第283号) (以下「旧身体障害者福祉法」という。) 第5条第1項に基づく身体障害者更生援護施設、身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、なお従前の例により運営することができるとされた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設及び昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター (以下「身体障害者更生援護施設等」という。)	身体障害者社会参加支援施設 盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター	身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者授産施設 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場 身体障害者通所ホーム 身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
⑦ 次のア、イ及びウに定める施設 (以下「知的障害者援護施設等」という。) ア 障害者自立支援	知的障害者援護	知的障害者デイ	

法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）（以下「旧知的障害者福祉法」という）第5条に基づく知的障害者援護施設、障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、なお従前の例により運営することができるとされた知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮	施設	サービスセンター 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム	知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設
イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する知的障害児施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設のうちいずれか2種類以上の施設を構成単位とする知的障害者総合援護施設（以下「知的障害者総合援護施設」という。）	知的障害者総合援護施設		
ウ 昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく知	知的障害者福祉工場		

的障害者福祉工場			
⑧ 障害者自立支援法 附則第46条の規定 による改正前の精神 保健及び精神障害者 福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号)(以下 「旧精神保健及び精 神障害者福祉に関す る法律」という)第 50条の2に規定す る精神障害者社会復 帰施設、障害者自立 支援法附則第48条 の規定により、なお 従前の例により運営 することができるこ ととされた精神障害 者生活訓練施設、精 神障害者授産施設、 精神障害者福祉工 場及び平成14年1 月22日障発第 0122002号厚生 労働省社会・援護 局障害保健福祉部長 通知「精神障害者福 祉ホームB型の取扱 について」に基づく 精神障害者福祉ホー ムB型	精神障害者社会 復帰施設	精神障害者生活 訓練施設 精神障害者授産 施設 精神障害者福祉 工場 精神障害者地域 生活支援センタ ー 精神障害者福祉 ホーム	精神障害者通所 授産施設 精神障害者小規 模通所授産施設 精神障害者入所 授産施設 精神障害者福祉 ホーム 精神障害者福祉 ホームB型
⑨ 障害者自立支援法 第5条第21項に規 定する地域活動支援 センター	地域活動支援セ ンター		
⑩ 障害者自立支援法 第5条第22項に規	福祉ホーム		

ン、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の39に基づく地域包括支援センター（以下「老人福祉施設等」という。）	訪問看護ステーション 小規模多機能型居宅介護拠点 夜間対応型訪問介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター		
② 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

--	--	--	--

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 売春防止法（昭和 31年法律第118号）第34条第1項に基づく婦人相談所、同法第36条又は第39条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設（以下「婦人保護施設等」という。）	婦人相談所 婦人保護施設		
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生	児童福祉施設 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 へき地保育所 子育て支援のための拠点施設	助産施設 母子生活支援施設 保育所 乳児院 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するべき地保育所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設（以下「助産施設 等」という。）			
③ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号厚生事務次官通知「母子福祉施設の設備及び運営について」に基づく母子福祉施設	母子福祉施設	母子福祉センター 母子休養ホーム	
④ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に基づく母子保健施設	母子保健施設	母子健康センター	
⑤ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の	その他施設		

必要を認めるもの			
----------	--	--	--

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(2) 社会事業授産施設等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
イ 地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2
エ 生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2

オ ホームレス自立支援センター	平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知「セーフティネット支援対策等事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
カ ヘき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1/2
(3)介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第39条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(4) 障害者支援施設等			
ア 障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第1項第1号及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
イ 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第2項及び第3項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ウ 短期入所事業所、共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第1項第1号及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは	1/2
エ 地域活動支援センター	障害者自立支援法第77条第1項第4号及び第79条第1項第4号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
オ 福祉ホーム	障害者自立支援法第77条第3項及び第79条第1項第5号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2

(5). 身体障害者更生援護施設等				
7 身体障害者更生施設 (中分類)、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設(中分類(身体障害者小規模通所授産施設を除く。))	旧身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項 障害者自立支援法附則第41条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
イ 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	旧身体障害者福祉法第27条第2項 身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
ウ 身体障害者小規模通所授産施設	旧身体障害者福祉法第27条第2項 障害者自立支援法附則第41条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
エ 身体障害者福祉ホーム	旧身体障害者福祉法第27条第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
オ 身体障害者福祉センター(中分類)	旧身体障害者福祉法第27条第2項 身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
カ 盲導犬訓練施設	旧身体障害者福祉法第27条第2項 身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
キ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1/2	
ク 市町村障害者生活支援	平成8年5月10日社援更	都道府県又	1/2	

センター	第133号厚生省社会・援 護局長通知「市町村障害者 生活支援事業の実施につい て」	は指定都市 若しくは 中核市	
(6) 知的障害者援護施設等			
ア 知的障害者デイサービ スセンター	旧知的障害者福祉法第19 条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
イ 知的障害者更生施設 (中分類) 及び知的障 害者授産施設 (中分類 (知的障害者小規模通 所授産施設を除く。))	旧知的障害者福祉法第19 条第1項 障害者自立支援法附則第5 8条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
ウ 知的障害者小規模通所 授産施設	旧知的障害者福祉法第19 条第1項 障害者自立支援法附則第5 8条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
エ 知的障害者通勤寮及び 知的障害者福祉ホーム	旧知的障害者福祉法第19 条第1項 障害者自立支援法附則第5 8条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
オ 知的障害者総合援護施 設	児童福祉法第35条第2項 及び旧知的障害者福祉法第 19条第1項	都道府県	1/2
カ 知的障害者福祉工場	昭和60年5月21日厚生 省発児第104号本職通知 「知的障害者福祉工場の設 置及び運営について」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
(7) 精神障害者社会復帰施 設	旧精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第50条 第1項及び第2項又は平成 14年1月22日障発第0 122002号厚生労働省	都道府県又 は指定都市	1/2

	社会・援護局障害保健福祉 部長通知「精神障害者福祉 ホームB型の取扱いにつ いて」		
	障害者自立支援法附則第4 8条		
(8)精神障害者退院支援施設	平成18年9月29日厚生 労働大臣告示第551号「厚生 労働大臣が定める施設基 準」に基づく精神障害者退 院支援施設	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
(9)知的障害児施設等			
ア 知的障害児施設（中分 類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
イ 知的障害児通園施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
ウ 盲ろうあ児施設（中分 類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
エ 肢体不自由児施設（中 分類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
オ 重症心身障害児施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2

カ 心身障害児総合通園センター	児童福祉法第35条第2項又は第3項及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくはおおむね人口20万人以上の市	1/2
キ 重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）	平成8年5月10日児発第496号厚生省児童家庭局長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(10) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
エ 軽費老人ホーム（A	老人福祉法第15条第1項	都道府県又	1/2

型)		は指定都市 若しくは 中核市	
オ 軽費老人ホーム (B 型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
カ 軽費老人ホーム (ケア ハウス)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ク 老人福祉センター (A 型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3
ケ 老人福祉センター (特 A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3
コ 老人福祉センター (B 型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3
サ 老人福祉施設付設作業 所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市	1/2

		若しくは 中核市	
ス 認知症高齢者グループ ホーム	老人福祉法第14条	指定都市又 は中核市	1/2
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第 120号厚生省老人保健福 祉局長通知「在宅複合型施 設の整備について」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ソ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発 第655号厚生省老人保健 福祉局長通知「高齢者生活 福祉センター運営事業の実 施について」	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
タ 介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3
チ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3
ツ 小規模多機能型居宅介 護拠点	老人福祉法第14条	指定都市又 は中核市	1/2
テ 夜間対応型訪問介護ス テーション	老人福祉法第14条	指定都市又 は中核市	1/2
ト 介護予防拠点	平成18年5月29日老発 第0529001号厚生労 働省老健局長通知「地域介 護・福祉空間整備等交付金 及び地域介護・福祉空間推 進交付金の実施について」	指定都市又 は中核市	1/2
ナ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の3	指定都市又	1/2

	9 第 2 項	は中核市	
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3 から 1 / 2 まで

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 婦人保護施設等			
ア 婦人相談所	売春防止法第 3 4 条第 1 項	都道府県	1 / 2
イ 婦人保護施設	売春防止法第 3 6 条	都道府県	1 / 2
(2) 助産施設等			
ア 助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第 3 5 条第 2 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1 / 2
イ 児童厚生施設	児童福祉法第 3 5 条第 2 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1 / 3
ウ 児童相談所及び一時保護施設	児童福祉法第 1 2 条又は第 1 2 条の 4	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1 / 2
エ 職員養成施設	児童福祉法第 3 5 条第 5 項	都道府県又は指定都市	1 / 2

		、中核市若しくは児童相談所設置市	
オ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1/2
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1/2
キ へき地保育所	平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」	指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
ク 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
(3) 母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法第38条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号本職通知「母子福祉施設の設備及び運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3
(4) 母子休養ホーム	母子及び寡婦福祉法第38条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号本職通知「母子福祉施設の設備及び運営について」	都道府県又は指定都市	1/3

(5)その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで
----------	-----------------	-------------------	------------

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条又は第41条	(7)市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(4)社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(2) 社会事業 授産施設等 ア 社会事業 授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	(7)市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(4)社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

イ 地域福祉 センター (A型、 B型)	平成6年6月 23日社援地 第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ウ 隣保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
エ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
オ ホームレ ス自立支 援センタ ー	平成17年3 月31日社援 発第0331021号 厚生労働省社 会・援護局長 通知「セーフ ティネット支 援対策等事業 の実施について」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
カ へき地保	昭和40年9	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

[illegible]

イ 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第3項又は第4項	(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した障害者支援施設を有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ウ 短期入所事業所、共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されていないこととされている法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。)	予算措置	都道府県	3/4	2/3
			予算措置	都道府県	3/4	2/3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
エ 地域活動支援センター	障害者自立支援法第77条第1項第4号及び第79条第2項	(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した共同生活介護事業所又は共同生活援助事業所を有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
オ 福祉ホーム	障害者自立支援法第77条	(イ) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

	第3項及び第79条第2項	(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(エ) 市町村	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人等				
		(ウ) 社会福祉施設等 施設整備費補助金を受けて整備した福祉ホームを有する一般社団法人又は一般財団法人				
(5) 身体障害者更生援護施設等 ア 身体障害者更生施設（中分類）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。））	旧身体障害者福祉法第27条第3項又は第4項 障害者自立支援法附則第41条第1項	(エ) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

イ 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ウ 身体障害者小規模通所授産施設	旧身体障害者福祉法第27条第3項又は第4項 障害者自立支援法附則第41条第1項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3
エ 身体障害者福祉ホーム	旧身体障害者福祉法第27条第3項又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3
オ 身体障害者福祉センター(中分類)	旧身体障害者福祉法第27条第3項又は第4項 身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3
カ 盲導犬訓練施設	旧身体障害者福祉法第27条第3項又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3

		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	予算措置	市 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
		(エ) 社会福祉施設等 施設整備費補助金 を受けて整備した 盲導犬訓練施設を 有する一般社団法 人又は一般財団法 人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
キ 盲人ホー ム	昭和 37 年 2 月 27 日社発 第 109 号厚 生労働省社会 局長通知「盲 人ホームの運 営について」	(7) 市（指定都市及 び中核市を除き、 特別区を含む。）	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ク 市町村障 害者生活 支援セン ター	平成 8 年 5 月 10 日社援更 第 133 号厚 生省社会・援 護局長通知 「市町村障害 者生活支援事 業の実施につ いて」	(7) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
(6) 知的障害 者援護施設 等 7 知的障害 者デイサ	旧知的障害者 福祉法第 19	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

サービスセンター	条第2項	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
イ 知的障害 者更生施 設（中分 類）及び 知的障害 者授産施 設（中分 類（知的 障害者小 規模通所 授産施設 を除く。））	旧知的障害者 福祉法第19 条第2項 障害者自立支 援法附則第5 8条第1項	(7) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 3/4	2/3 2/3
ロ 知的障害 者小規模 通所授産 施設	旧知的障害者 福祉法第19 条第2項 障害者自立支 援法附則第5 8条第1項	(7) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 3/4	2/3 2/3
エ 知的障害 者通勤寮 及び知的 障害者福 祉ホーム	旧知的障害者 福祉法第19 条第2項 障害者自立支 援法附則第5 8条第1項	(7) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 3/4	2/3 2/3
オ 知的障害 者福祉工 場	昭和60年5 月21日厚生 省発児第10 4号本職通知 「知的障害者 福祉工場の設	社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3

	置及び運営について」					
(7) 精神障害者社会復帰施設	旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項又は平成14年1月22日障発第0122002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者福祉ホームB型の取扱について」 障害者自立支援法附則第48条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
		(エ) 過去に保健衛生施設等施設整備費補助金の交付を受けて整備した精神障害者社会復帰施設を有する民間事業者（社会福祉法人及び医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
(8) 精神障害者退院支援施設	平成18年9月29日厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく精神障害者退院施設	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(9) 知的障害障害児施設等 7 知的障害児施設（中分類）	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	児童福祉法第56条の2第3項	都道府県又は指定都市	3/4	2/3

イ 知的障害 児通園施設	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 児童福祉法 第56条の 2第3項	都道府県 都道府県 又は指定 都市	3/4 3/4	2/3 2/3
ロ 盲ろうあ 児施設 (中分類)	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 児童福祉法 第56条の 2第3項	都道府県 都道府県 又は指定 都市	3/4 3/4	2/3 2/3
エ 肢体不自 由児施設 (中分類)	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 児童福祉法 第56条の 2第3項	都道府県 都道府県 又は指定 都市	3/4 3/4	2/3 2/3
オ 重症心身 障害児施設	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	予算措置 児童福祉法 第56条の 2第3項	都道府県 都道府県 又は指定 都市	3/4 3/4	2/3 2/3
カ 重症心身 障害児 (者) 通 園事業施設(A型)	平成8年5月 10日児発第 496号厚生 省児童家庭局 長通知「重症 心身障害児 (者) 通園事 業の実施につ いて」	社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
(10) その他施設	別途厚生労働 大臣が定める 基準等	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人又 は日本赤十字社	予算措置等 予算措置等	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し	2/3から 3/4まで 2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで 1/2から 2/3まで

				くは中核市		
--	--	--	--	-------	--	--

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等						
ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項 老人福祉法第24条第2項	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項 老人福祉法第24条第2項	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項 老人福祉法第24条第2項	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4	2/3 2/3

エ 軽費老人 ホーム (A型)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
オ 軽費老人 ホーム (B型)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
カ 軽費老人 ホーム (ケアハ ウス)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(9) 地域における公 的介護施設等の計 画的な整備等の促 進に関する法律 (平成元年法律第 64号)に基づく 交付金(以下「交 付金」という。) の交付を受けて整 備した軽費老人ホ ーム(ケアハウ	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3

			ス)を有する民間事業者(社会福祉法人を除く。以下同じ。)				
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3	
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	
		(ウ) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて整備した都市型軽費老人ホームを有する民間事業者(社会福祉法人を除く。以下同じ。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	
ク 老人福祉センター(A型)	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2/3	1/2	
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2	

ケ 老人福祉 センター (特A型)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項 老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 2/3	1/2 1/2
コ 老人福祉 センター (B型)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項 老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 2/3	1/2 1/2
サ 老人福祉 施設付設 作業所	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項 老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 2/3	1/2 1/2
シ 在宅介護 支援セン ター	老人福祉法第 15条第2項	(7) 市町村 (4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項 老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 3/4	2/3 2/3
ス 認知症高	老人福祉法第	(7) 市町村	老人福祉法	都道府県	3/4	2/3

年齢グループホーム	14条		第24条第2項			
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した認知症高齢者グループホームを有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
エ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ソ 生活支援ハウス	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
タ 小規模多機能型居宅介護拠点	老人福祉法第14条	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若し	3/4	2/3

				くは中核市		
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護拠点を有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
チ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護ステーションを有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ツ 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した介護予防拠点を有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
テ 地域包括支援セン	介護保険法第115条の3	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

ター	9 第 2 項又は 第 3 項	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
		(ロ) 交付金の交付を 受けて整備した地 域包括支援センタ ーを有する民間事 業者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
(2) その他施 設	別途厚生労働 大臣が定める 基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで
		(イ) 社会福祉法人又 は日本赤十字社	予算措置等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠 等	⑤補助者	⑥補助 率	⑦国庫 補助 率
(1) 婦人保護 施設等 婦人保護 施設	売春防止法第 39条	(7) 指定都市又は中 核市若しくは市町 村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	売春防止法 第 39 条	都道府県	3 / 4	2 / 3
(2) 助産施設 等 7 助 産 施 設、母子	児童福祉法第 35条第3項	(7) 市町村 (児童相 談所設置市を除	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

生活支援施設、保育所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	又は第4項	く。)				
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所については中核市を含む。）	3／4	2／3
		(ロ) 学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合に限る。）、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所については中核市を含む。）	3／4	2／3
		(エ) 社会福祉施設等施設整備費補助金又は次世代育成支援対策施設整備交付金を受けて整備した助産施設等を有する一般社団法	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市（た	3／4	2／3

		人又は一般財団法人		産施設、母子生活支援施設及び保育所については中核市を含む。)		
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(7) 市町村（児童相談所設置市を除く。）	予算措置	都道府県	2／3	1／2
		(イ) 社会福祉法人	児童福祉法第56条の2第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	2／3	1／2
		(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	児童福祉法第56条の2第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	2／3	1／2
		(エ) 過去に社会福祉施設等施設整備費又は児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した児童厚生施設を有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	2／3	1／2

リ 職員養成 施設	児童福祉法第 35条第5項	市町村（児童相談所 設置市を除く。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3
エ 児童自立 生活援助 事業所	児童福祉法第 6条の2第1項	(7) 市町村（児童相 談所設置市を除 く。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
オ 小規模住 居型児童 養育事業 所	児童福祉法第 6条の2第8項	(7) 市町村（児童相 談所設置市を除 く。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
カ ヘき地保 育所	平成20年1 月28日雇	市町村（児童相談所 設置市を除く。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3

	児発第112 8003号厚生 労働省雇用 均等・児童家 庭局長通知 「次世代育成 支援対策交付 金の交付対象 事業及び評価 基準について」					
キ 子育て支 援のため の拠点施 設	平成11年1 月7日児発第 14号厚生省 児童家庭局長 通知「子育て 支援のための 拠点施設の設 置について」	(ア) 市町村（児童相 談所設置市を除 く。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人 （放課後児童クラブ に限る。）	予算措置	都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人（放 課後児童クラブに 限る。）	予算措置	都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
		(エ) 過去に児童厚生 施設等施設整備費 補助金を受けて整 備した放課後児童 クラブを有する一 般社団法人又は一 般財団法人（放課 後児童クラブに限 る。）	予算措置	都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3

(3) 母子福祉 センター	母子及び寡婦 福祉法第38 条及び昭和4 0年6月12 日厚生省発児 第145号本 職通知「母子 福祉施設の設 備及び運営に ついて」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置	都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
		(エ) 過去に社会福祉 施設等施設整備費 補助金を受けて整 備した母子福祉セ ンターを有する一 般社団法人又は一 般財団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
(4) 母子休養 ホーム	母子及び寡婦 福祉法第38 条及び昭和4 0年6月12 日厚生省発児 第145号本 職通知「母子 福祉施設の設 備及び運営に ついて」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置	都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
		(エ) 過去に社会福祉 施設等施設整備費 補助金を受けて整 備した母子休養ホ ームを有する一般 社団法人又は一般 財団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
(5) 母子健康 センター	母子保健法第 22条	指定都市又は中核市 若しくは市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2

(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設（交付金の交付を受けて整備したものを除く。）に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助（（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係）。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率
老人福祉施設等 ア.生活支援ハウス（通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設に併設又は隣接している場合に限る。）	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(7) 市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）	予算措置	都道府県	1/2
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
		(ロ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2

イ 介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3
		医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
ウ 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条				
エ 在宅介護支援センター (介護老人保健施設、病院又は診療所に併設している場合に限る。)	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	1 / 2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2

オ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3
		(エ) 保健衛生施設等施設整備費補助金の交付を受けて整備した訪問看護ステーションを有する民間事業者（社会福祉法人、医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門、介護老人保健施設及び訪問看護ステーションに限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、3の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（2）間接補助事業の場合

ア 4の（1）の間接補助事業の場合

（ア）工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）4の（1）の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

（ウ）（ア）により選定された額と、（イ）により算出した額とを比較して少ない方の額に、4の（1）の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類の額に算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の（1）の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

イ 4の（2）の間接補助事業の場合

（ア）工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）4の（2）の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額を算出する。

（ウ）（ア）により選定された額と、（イ）により算出した額とを比較していずれか低い方の額に第4の（2）の表の⑥欄に掲げる補助率を乗じて得た額と施設の種類の額に算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（3）次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の額に掲げる場合

には、次のとおりとする。

(1) のウ中「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のアの(ウ)中「4の(1)表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	直接補助 の事業の 場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助 率 ③	県補助率 ④	国庫補助 率 ⑤
ア 沖縄振興特別措置 法（平成14年法律 第14号）第4条に 規定する沖縄振興計 画に基づく事業とし て行う場合	・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 身体障害者更生施設（中分類） ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）） ・ 補装具製作施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設（中分類） ・ 知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	2/3	5/6	4/5

	・知的障害者総合 援護施設 ・乳児院 ・知的障害児施設 (中分類) ・障害福祉サービ ス事業所(生活 介護、自立訓 練、就労移行支 援又は就労継続 支援を行うもの に限る。) ・障害者支援施設			
	・授産施設 ・老人デイサービ スセンター(養 護老人ホーム 又は特別養護 老人ホームに併 せて設置される ものに限る。以 下この表におい て同じ。) ・老人短期入所 施設(養護老人 ホーム又は特別 養護老人ホーム に併せて設置さ れるものに限る。 以下この表 において同じ。) ・在宅介護支援セ ンター(養護老 人ホーム又は特 別養護老人ホー ム(中分類)に 併せて設置され るものに限る。 以下この表にお いて同じ。)	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

	・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・保育所			
	・重症心身障害児施設	8/10	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・在宅介護支援センター ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・児童福祉施設	5.5/10	4/5	5.5/8
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・身体障害者療護施設 ・知的障害者入所更生施設 ・乳児院 ・知的障害児施設（中分類） ・盲ろうあ児施設（通所を除く。） ・肢体不自由児施設（入院治療部門） ・肢体不自由児療護施設	2/3	5/6	4/5

	・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・障害者支援施設（生活介護及び自立訓練を行うものに限る。）			
エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・知的障害者入所更生施設 ・乳児院 ・知的障害児施設（中分類） ・盲ろうあ児施設（通所を除く。） ・肢体不自由児施設（入院治療部門） ・肢体不自由児療護施設 ・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・障害者支援施設（生活介護及び自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5
オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第5条第1項に規定する離島振興計画に基づく事業として行う場合	・保育所（地方公共団体が設置するもの）	1/2から 5.5/10まで	3/4から 4/5まで	2/3から 5.5/8まで

カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	・保育所 （地方公共団体が設置するもの） （地方公共団体以外の者が設置するもの）	1/2から 5.5/10まで	3/4から 4/5まで 11/12	2/3から 5.5/8まで 8/11
キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第2条に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として行う場合	・保育所 （地方公共団体が設置するもの）	5.5/10	4/5	5.5/8
ク 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	・保育所	5.5/10	4/5	5.5/8

(交付の条件)

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物の設置場所の変更

（ウ）入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙8の様式により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者

にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（実績報告）

9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（その他）

- 10 特別の事情により6、8、9に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。

別表

算 定 基 準

1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙（１）のとおり
- 2 施設の種類の等 別紙（１）のとおり
- 3 申請額算出内訳 別紙（２）のとおり
- 4 事業計画 別紙（３）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出
予算書（見込書）抄本

別紙(1)

申請額一覧表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名) (単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助申請額
(項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
① 小計				
(項) 介護保険制度運営推進費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
② 小計				
(項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
③ 小計				
合計(①+②+③)				

災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 記

[illegible]

(5) G欄は、F欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙（３）

事業計画書

1 対象施設の概要

- （１）施設の名称及び所在地
- （２）施設の種類
- （３）設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- （１）災害の名称
- （２）被災年月日
- （３）被災状況

3 災害復旧事業の内容

区 分	復 旧 総 面 積	備 考
	m ²	

注）１ 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。

２ 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- （１）敷地面積 _____m²
- （２）敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- （３）建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²
- （４）建物の構造（_____造）

5 整備費内訳

- （１）主体工事費 _____円
- （２）工事事務費 _____円

(3) 合 計 _____円

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

6 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 竣工年月日

(4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は
雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ
いて」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3
の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

8 その他参考事項

間接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙（１）のとおり
- 2 施設の種類等 別紙（１）のとおり
- 3 申請額算出内訳 別紙（２）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業計画書副本（この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙１の別紙（３）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙(1)

申請額一覧表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名)

(単位:円)

施設の種別	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助申請額 災害復旧費
(項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金			
① 小計			
(項) 介護保険制度運営推進費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金			
② 小計			
(項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金			
③ 小計			
合計(①+②+③)			

(第2の4(1)の間接補助事業の場合)

韻

(施設の名称)

災害復旧費

(2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。

(2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。

(3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。

4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。 $+ \alpha$ とは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。 $+ \alpha$ 相当額を計上すること。

(5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

(6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。

(7) I 欄は、 H 欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

(第2の4(2)の間接補助事業の場合)

(設置者の氏名)

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。
 (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助 $(3/4 + \alpha)$ 相当額を計上すること。 $+ \alpha$ とは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 (5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (7) I欄は、H欄の額をそのまま記入すること。

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（１）のとおり
- 2 施設の種別等 別紙（１）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（２）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（３）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙(1)

精 算 額 一 覧 表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名)

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助精算額
(項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
① 小 計				
(項) 介護保険制度運営推進費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
② 小 計				
(項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
③ 小 計				
合 計 (①+②+③)				

災 害 復 旧 整 備 精 算 額 内 訳

[illegible]

(5) G欄は、F欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙（３）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況

3 災害復旧事業の内容

区 分	復 旧 総 面 積	備 考
	m ²	

注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。

2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 m²
- (2) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (3) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (4) 建物の構造（ 造）

5 支出済事業費総額

- (1) 主体工事費 円
- (2) 工事事務費 円

(3) 合 計 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

6 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

8 その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 工事契約金額報告書(別紙①)
- 4 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

別紙①

番 年 月 号 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

間接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（１）のとおり
- 2 施設の種 類 等 別紙（１）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（２）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙３の別紙（３）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙(1)

精 算 額 一 覧 表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名)

(単位:円)

施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助精算額	
			災害復旧費	
(項) 社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	① 小 計			
(項) 介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	② 小 計			
(項) 児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	③ 小 計			
合 計 (①+②+③)				

(第2の4(1)の間接補助事業の場合)

(都道府県市名) (設置者の氏名) (施設の名称)

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。

(4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助 $(3/4 + \alpha)$ 相当額

(5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

(6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。

(7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

(第2の4(2)の間接補助事業の場合)

品

(施設の名称)

計 費 日 復 害 災

(2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。

(4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは

(6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。

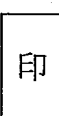
2010年12月31日

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長



平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（１）のとおり（別紙３の別紙（１）の様式を準用）
- 2 施設の種類の等 別紙（１）のとおり（別紙３の別紙（１）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳 別紙（２）のとおり（別紙３の別紙（２）の様式を準用）
- 4 事業実績報告書 別紙（３）のとおり（別紙３の別紙（３）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出
決算書（見込書）抄本

間接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（１）のとおり（別紙４の別紙（１）の様式を準用）
- 2 施設の種類の等 別紙（１）のとおり（別紙４の別紙（１）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳 別紙（２）のとおり（別紙４の別紙（２）の様式を準用）
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙３の別紙（３）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国	地 方 公 共 団 体			備 考												
	歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	補 助 率													
					歳 入											
					歳 科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	支 出 済 額 円	うち国庫補 助金相当額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	出		
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害 復旧費補助金																
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害 復旧費補助金																
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害 復旧費補助金																

(作成要領)

1. 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に於いて、記入すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入に於いては、款、項、目、節を、歳出に於いては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
3. 「予算現額」は、歳入に於いては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に於いては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

間接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児童相談所設置市の長

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

4 添 付 書 類

- （1）設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本
- （2）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等